主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、原判決の理由不備を主張するが、裁判所は証拠を信用しない根拠又は理由を判示しなければならないものでないこと論を俟たないから、所論はその理由がない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致で主文のとおり 判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	真	野		毅
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	λ	江	俊	郎